

「Ⅰ 総合判定の結果」の但し書きに対する改善報告についての
審議結果

大学名：高崎健康福祉大学薬学部

改善報告書提出日：平成 31 年 3 月 28 日

本評価実施年度：平成 29 年度

2019 年 7 月 5 日

一般社団法人 薬学教育評価機構 総合評価評議会

※検討所見欄以外は提出された改善報告書のまま記載しています。

■但し書きへの対応について

改善すべき点（8）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

8. 成績評価・進級・学士課程修了認定

（2）指摘事項

ただし、卒業研究に試験を課すことは極めて重大な問題であり、早急に適切な改善措置を講じ、対応状況に関する報告書を改善が認められるまで毎年提出することを要請する。

（総合判定の結果の但し書き）

8. 卒業研究に試験を課すことは極めて重大な問題であり、改善する必要がある。（8. 成績評価・進級・学士課程修了認定）

（3）本評価時の状況

卒業実習の単位に薬剤師国家試験に対応した関連試験に関して基準を上回る成績を上げた場合、それぞれの評価を50点満点に換算し、合計して成績としていた。

（4）本評価後の改善状況

平成28年度入学生（H28カリキュラム）から知識を問う試験を「卒業実習」から切り離すように改正し、平成28年度以前の入学者に対しても、卒業実習に知識を問う試験を課すことを行わないこととした。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料1 平成30年度第6回教務委員会議事録（議題1 薬学教育評価機構の指摘事項に対する対応について）

資料2 平成30年度第10回教授会資料（I協議事項 5. 薬学教育評価機構の評価結果の但し書きに対する対応について 協議事項 4）薬学教育評価機構の評価結果の但し書きに対する対応）

資料3 平成30年度第7回教務委員会議事録（議題1 薬学教育評価機構の指摘事項に対する対応について、・・・）

資料4 平成28年度以前入学者用卒業実習シラバス（平成28年度以降の入学生と同じ内容とした）

検討所見

「卒業研究に試験を課すことは極めて重大な問題であり、早急に改善措置を講じ、対応状況に関する報告書を改善が認められるまで毎年提出するよう要請する。」との但し書きへの対応として、高崎健康福祉大学薬学部は、卒業研究の評価に試験を課さない制度を平成 28 年度入学生から導入し、さらに教育的観点から本制度を在学生にも適用したことが教務委員会及び教授会議事録により確認できた。

したがって、本機構の指摘に対する改善がなされたものと判断する。